

議案第 85 号

令和 8 年度三次市一般会計補正予算（第 1 号）（案）

令和 8 年度三次市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 139,398 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,589,398 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 12 日提出

三次市長 福 岡 誠 志

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		271,257	8,365	279,622
	1 分担金	48,139	8,365	56,504
15 国庫支出金		4,062,604	43,938	4,106,542
	1 国庫負担金	2,581,825	38,842	2,620,667
	2 国庫補助金	1,437,538	5,096	1,442,634
16 県支出金		3,012,408	58,536	3,070,944
	1 県負担金	1,142,479	3,166	1,145,645
	2 県補助金	1,745,773	55,370	1,801,143
19 繰入金		1,963,131	16,959	1,980,090
	1 基金繰入金	1,963,131	16,959	1,980,090
22 市債		4,109,800	11,600	4,121,400
	1 市債	4,109,800	11,600	4,121,400
歳入合計		39,450,000	139,398	39,589,398

1 一般会計

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		6,158,908	0	6,158,908
	1 総務管理費	5,532,251	0	5,532,251
3 民生費		10,989,303	58,298	11,047,601
	1 社会福祉費	6,259,091	5,452	6,264,543
	3 生活保護費	639,315	52,846	692,161
6 農林水産業費		2,149,279	81,100	2,230,379
	2 耕地費	520,887	81,100	601,987
歳 出 合 計		39,450,000	139,398	39,589,398

1 一般会計

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業（十日市194号線）	200,000

第3表 地方債補正

( 変 更 )

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
耕地事業	60,700	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債に借換えをすることができる。	72,300	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ



三次市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書









## 2. 歳入

### (款) 13 分担金及び負担金

款			補正前の額	補正額	計
	項				
		目			
13	分担金及び負担金		271,257	8,365	279,622
	1	分担金	48,139	8,365	56,504
		1 農林水産業費分担金	29,350	8,365	37,715

### (款) 15 国庫支出金

15	国庫支出金		4,062,604	43,938	4,106,542
	1	国庫負担金	2,581,825	38,842	2,620,667
		1 民生費国庫負担金	2,489,457	38,842	2,528,299
	2	国庫補助金	1,437,538	5,096	1,442,634
		2 民生費国庫補助金	488,424	5,096	493,520

### (款) 16 県支出金

16	県支出金		3,012,408	58,536	3,070,944
	1	県負担金	1,142,479	3,166	1,145,645
		2 民生費県負担金	1,008,187	3,166	1,011,353
	2	県補助金	1,745,773	55,370	1,801,143
		4 農林水産業費県補助金	990,046	55,370	1,045,416

### (款) 19 繰入金

19	繰入金		1,963,131	16,959	1,980,090
	1	基金繰入金	1,963,131	16,959	1,980,090
		1 財政調整基金繰入金	667,948	16,959	684,907

### (款) 22 市債

22	市債		4,109,800	11,600	4,121,400
	1	市債	4,109,800	11,600	4,121,400
		4 農林水産業債	158,500	11,600	170,100

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
1	耕地費分担金	①小規模農業基盤整備事業費分担金	8,365

(単位：千円)

3	生活保護等対策費負担金	①生活保護等対策費負担金	37,920
4	国民健康保険基盤安定負担金	①国民健康保険基盤安定負担金	922
3	生活保護等対策費補助金	①生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	5,096

(単位：千円)

4	国民健康保険基盤安定負担金	①国民健康保険基盤安定負担金	3,166
2	耕地費補助金	③農地耕作条件改善事業補助金（基盤整備促進事業） ④基盤整備促進事業補助金（農業水路等長寿命化・防災減災事業） ⑤かんがい排水事業費補助金	30,870 21,000 3,500

(単位：千円)

1	財政調整基金繰入金	①財政調整基金繰入金	16,959
---	-----------	------------	--------

(単位：千円)

1	耕地債	①耕地事業債	11,600
---	-----	--------	--------

3. 歳出  
(款) 2 総務費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
						2 総務費	6,158,908
1 総務管理費	5,532,251	0	5,532,251	国庫 2,810	△2,810		
1 一般管理費	2,376,645	0	2,376,645	国庫 2,810	△2,810		

(款) 3 民生費

3 民生費	10,989,303	58,298	11,047,601	国庫 41,128	14,004
1 社会福祉費	6,259,091	5,452	6,264,543	国庫 922	1,364
9 国民健康保険 特別会計繰出 金	442,052	5,452	447,504	国庫 922	1,364
9 県				県 3,166	
3 生活保護費	639,315	52,846	692,161	国庫 40,206	12,640
1 生活保護費	639,315	52,846	692,161	国庫 40,206	12,640

(款) 6 農林水産業費

6 農林水産業費	2,149,279	81,100	2,230,379	県 55,370	5,765
2 耕地費	520,887	81,100	601,987	地方債 11,600	
2 耕地事業費	300,371	81,100	381,471	その他 8,365	
2 耕地事業費				県 55,370	5,765
2 耕地事業費				地方債 11,600	
2 耕地事業費				その他 8,365	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(単位：千円)

27 繰出金	5,452	<b>1 国民健康保険特別会計繰出金</b>	5,452
		27 繰出金	5,452
		①特別会計繰出金	5,452
3 職員手当等	836	<b>1 生活保護経費</b>	52,846
10 需用費	109	3 職員手当等	836
11 役務費	87	⑥時間外勤務手当	836
12 委託料	1,254	・一般職時間外勤務手当	836
19 扶助費	50,560	10 需用費	109
		①消耗品費	109
		11 役務費	87
		①通信運搬費	87
		12 委託料	1,254
		①業務委託料(物件費)	1,254
		・システム改修業務委託料	1,254
		19 扶助費	50,560
		①扶助費	50,560
		・生活扶助費等	50,560

(単位：千円)

12 委託料	3,000	<b>1 小規模農業基盤整備経費</b>	81,100
14 工事請負費	78,100	12 委託料	3,000
		④調査測量設計監理等委託料	3,000
		14 工事請負費	78,100
		①工事請負費	78,100
		・施設改修工事	78,100

6 農林水産業費

## 給 与 費 明 細 書

### 1 一 般 職

#### (1) 総括

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	(347) 690	464,671	2,491,834	1,860,231	4,816,736	908,783	5,725,519
補正前	(347) 690	464,671	2,491,834	1,859,395	4,815,900	908,783	5,724,683
比 較	(0) 0	0	0	836	836	0	836

#### (職員手当の内訳)

(単位：千円)

区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当
補正後	54,748	101,951	31,850	51,805	133,139	3,600
補正前	54,748	101,951	31,850	51,805	132,303	3,600
比 較	0	0	0	0	836	0

  

区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	役職調整手当	単身赴任手当	退職手当
補正後	23,760	653,887	552,271	7,482	816	244,922
補正前	23,760	653,887	552,271	7,482	816	244,922
比 較	0	0	0	0	0	0

備考( )内は短時間勤務職員で外書きである。

#### ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	(1) 462		1,903,346	1,423,416	3,326,762	638,851	3,965,613
補正前	(1) 462		1,903,346	1,422,580	3,325,926	638,851	3,964,777
比 較	(0) 0		0	836	836	0	836

#### (職員手当の内訳)

(単位：千円)

区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当
補正後	54,748	78,404	31,850	35,850	117,626	3,600
補正前	54,748	78,404	31,850	35,850	116,790	3,600
比 較	0	0	0	0	836	0

  

区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	役職調整手当	単身赴任手当	退職手当
補正後	23,760	457,030	383,749	7,482	816	228,501
補正前	23,760	457,030	383,749	7,482	816	228,501
比 較	0	0	0	0	0	0

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものについて記載。

2( )内は短時間勤務職員で外書きである。

## イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	(346) 228	464,671	588,488	436,815	1,489,974	269,932	1,759,906
補正前	(346) 228	464,671	588,488	436,815	1,489,974	269,932	1,759,906
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0

## (職員手当の内訳)

(単位：千円)

区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当
補正後		23,547		15,955	15,513	
補正前		23,547		15,955	15,513	
比 較		0		0	0	
区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	役職調整手当	単身赴任手当	退職手当
補正後		196,857	168,522			16,421
補正前		196,857	168,522			16,421
比 較		0	0			0

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものについて記載。

2 ( )内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員で外書きである。

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細 ※会計年度任用職員は含まない

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳	説 明	備 考
職員手当	836	その他の増減分	836	時間外勤務手当 836
				国の平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付による増